



# 和光市政を耕す

市政に新たな種をまき、  
芽を育てよりよい街にしよう!

<討議資料>  
2021年8月発行

# たけちゃん通信

VOL. 45

前 和光市議会 議長 吉田たけし



令和3年7月の豪雨災害により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症は予断を許さない状況が続いており、何かと不便の多い日々をお過ごしかと存じますが、くれぐれもお疲れが出ませんようお過ごしください。  
一日も早く平穏な日々が戻りますよう心よりお祈り申し上げます。

吉田武司

和光市長選選挙が、令和3年5月23日投開票で行われました。  
私の思いは届きませんでした。  
新リーダーとの政策は、私とほぼ同じです。新リーダーの舵取りに期待し、一市民として出来る限り協力致します。

## ○コロナワクチン接種について

早期に希望する市民の方にワクチン接種をおこない、和光市に以前よりも明るい市民生活が戻ることを期待しています。  
高齢者の中には、予約が面倒だ、仕事が休めない、人と会う機会がないからなどの理由で希望しない方が多くいるようです。市民全てがワクチン接種希望をしていただくような周知、夜間接種・休日接種が必要ではと思います。

## ○職員の不祥事について

職員の不祥事についての早期の原因究明と再発防止策をし、事件により失った市民との信頼回復が戻ることを願っています。第三者委員会は令和3年7月現在で一年以上開催されていません。早期開催を願っています。

## ○財政の立て直しについて

財政の立て直しです。来年度の予算編成が大変厳しい状況です。「けちけち大作戦」実行することも願っています。それには、市長としての「苦境の市民に寄り添う」ことが大切です。昨年9月現在で、県内31市町の市長・町長が10%~40%との給与減額を現在も行っていきます。秩父市長は令和3年7月から任期満了まで90%の給与カットを行うようです。

新女性リーダーならではのきめ細やかな  
行政の舵取りに期待いたします。  
「和光市を明るく暮らしやすい街に」

## 忘れてしまっている？意外と知らない？情報提供不足のお話し

・市民による住民監査請求により「定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業」が導入されていなかったとして、業者に対して委託料を返還請求するように市長に求める住民監査請求がおこなわれ、監査委員が市長に対して業者に損害賠償請求権を行使するように勧告をしました。この事件は本来、事業者へ返還請求すべきですが、委託業者がすでに登記簿から抹消されており、訴訟は不可能と返還請求などの提訴はしていませんでした。  
しかし、市民による調査で、委託業者は委託契約を締結した翌年に社名変更をして存続していることが分かりました。どうして市民調査でわかることが、市民の大切な税金を扱う行政がわからなかったのか？議会からも委託業者に対しての返還請求をするように追及しましたが、委託業者の実態がないとの回答でした。私はしっかりと調査しての答弁と理解していました。  
また、前市長は、元職員に対して、定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業に係る損害賠償請求、事業に係る業務委託料15,660,000円に弁護士費用相当額1,566,000円を加えた損害賠償金17,226,000円及び訴訟費用の負担を求める訴訟を令和3年3月にしました。  
この訴訟に掛かる弁護士費用はどうするのか？誰の責任か？無駄な出費です。  
この住民監査請求に対して、監査委員が市長に勧告したことにより、市民は、市長に対して、受注業者に損害賠償請求権を行使するとともに、詐欺罪で告訴するなど真相究明を求める要望書を提出しました。  
元職員の事件は、より奥が深いと改めて感じています。  
市長の早期なる真相究明と再発防止策を願うばかりです。

今回の一般質問において、次のような質問がありました。

公職選挙法にはポスターの掲示、ビラの頒布などを選挙期間中禁止することが規定されています。しかし、今回の市長選挙において、市長立候補者の6月6日開催の演説会告知ポスターが和光市内いたる所に数多く掲示されておりました。また、同氏が戸別配布や和光市駅頭で頒布した顔写真付きビラについては数多くの市民から選挙違反疑惑の声が上がりました。この為、埼玉県選挙管理委員会に見解を問うと選挙運動第129条の「具体的にある行為が選挙運動であるかどうかを認定するには・・・行為の次期、場所、方法、対象等を総合的に観察し、それが特定の候補者の当選を図る目的意思を伴う行為であるかどうか、また、それが特定候補者の為の投票獲得に直接、間接に必要なかつ有利な行為に該当するかどうかを、実質に即して判断しなければならない。」と示され、演説会告知用ポスター、頒布ビラは事前運動に類すると示され、取締りは警察、地区選管だと教えられ、和光市選管にその旨を伝えたが市選管は選挙の事務処理に追われ人手が足りないで判断しかねる。また、取締りは朝霞警察ですとの返答でした。それ故に和光市選挙管理委員会委員長に問題解決を行い、クリーンな選挙を行うよう要望しました。その対応を委員長はどの様にされたか。

また、和光市選挙管理委員会に上がった選挙違反に関する通報はどのような内容か、どれ位あったか、またその対応はどのようにしたのかお聞きします。

とありました。

市長選挙について質問するのであれば、報道発表された「投票用紙の交付誤り」「市長選挙についての周知」について質問するべきであろう？また、選挙管理委員会の対応で、「和光市選管にその旨を伝えたが市選管は選挙の事務処理に追われ人手が足りないで判断しかねる。」とあるが、これは職務放棄ではないのか？このことも正すのが議員であろう。

今回の選挙において、私も選挙陣営も正々堂々と選挙運動・活動を致しました。選挙管理委員会、警察署から違反との指摘は一切ございませんでした。

今回の市長選挙においては「希望の花を咲かせる会」「しばさき光子と和光を輝かせる会」「女性活躍で元気な和光をつくる会」という確認団体があり、団体から配布された「チラシ」と候補者からの「選挙チラシ」がありました。その区別は一般には難しいと感じました。

## 吉田たけしのつぶやき

議員は何のために質問するの？

議員の一般質問は必須ではなく、任意です。

それでは、議員は何のために一般質問をするのでしょうか？

その理由は議員それぞれだと思いますが、私なりにまとめました。

### ①執行機関への提案

執行機関がより「良い政策」を実現するための提案がある場合、議員は自らの提案を執行機関に示し、その実現に向けた方針を聴くことが出来ます。一般質問の内容は、公式な会議録として長年に渡り蓄積されます。ベテラン議員は過去の議事録や取り組みを参照し、現在の執行機関の方針を質す事も出来ます。

### ②執行機関への追及

執行機関が執行機関としての役割や責任を果たしていないと感じられる場合、議員は執行機関へ追及の質問をし、より良い取り組みへの働きかけをする事が出来ます。

### ③執行機関の周知

議会の一般質問は多くの場合インターネットで公開されています。(和光市は録画配信) そのため、あえて執行機関に「取り組んでいる事」や「進捗状況」を聴くことにより、執行機関の取り組みを広く有権者に知らせる事が出来ます。(議員自らが議会の報告をすべき)

### ④自身の活動の周知

議員は公の場で自らの考えや市民からの要望を公開する事により、自身の活動を有権者に周知する事が出来ます。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでもご遠慮なくご相談ください。皆さんと一緒に考えて行きます。

## 吉田たけし後援会

会長 柳下茂

この会は、吉田たけしさんを中心に明るく、楽しく元気なまちづくりを目的に、会員相互の研修と親睦を行なっています。入会無料です。入会いただける方は下記にご記入の上、この面を FAX していただくか、吉田たけしオフィシャルサイトより必要事項を記入の上、送信してください。

吉田たけしの今を伝える。  
日々の活動を SNS を使って配信しております。



ホームページ



ブログ



Facebook



Twitter

FAX の方はこちら ご記入上そのまま FAX してください。

お名前	_____
ご住所	_____
ご連絡先電話番号	_____
携帯	_____
メールアドレス	_____

インターネットの方はこちら

PC、スマートフォンからも可



<http://takechan-yoshida.jp/new/kouenkai.html>